

普天間市民駐車場 30 日フリーパス

ご使用方法とご利用規約

普天間駐車場フリーパス：30 日分 5,000 円（税込み）

- ① 普天間市民駐車場 30 日フリーパス（以下、フリーパスという）の有効期間は使用開始日から 30 日間とします。
- ② 駐車場へ入場する際にフリーパスを【チケットお渡し口】にて職員にお渡し下さい（バーコードから情報を入力）。お帰りの際はフリーパスを【料金お支払い口】にて職員にお渡しください（バーコードから情報を入力）。
- ③ フリーパスの有効期限は使用日から数えて 30 日後の午前 3 時までと致します。
- ④ フリーパスは車両番号が記されていない場合ご使用できません。
- ⑤ フリーパスは車両番号が記された車両のみご利用頂けます。
- ⑥ フリーパスは営業時間内（午前 7 時 30 分～午前 3 時）何度でもご利用頂けます。
- ⑦ 原則としてフリーパスの返品、払い戻しは出来ませんが、当駐車場の事情により駐車場を閉鎖した場合、残り日数から 5 日分（1,000 円）を引いた金額を払い戻し致します。
尚、払い戻しは（一社）宜野湾市観光振興協会（宜野湾市字宇地泊 558 - 18）にて行いますのでその際はご一報お願い致します。
（平日 9 時～18 時）
- ⑧ フリーパスを紛失した際の再発行は致しませんのでご注意ください。

普天間市民駐車場管理者

（一社）宜野湾市観光振興協会（098）897-2764

（裏面もご覧ください）

普天間市民駐車場ご利用規約・禁止事項

普天間市民駐車場（以下、駐車場という）を安心、快適にご利用頂くために以下の規約、禁止事項をお守りください。

規約

- ① 駐車場内にて発生した事故、盗難等には駐車場は一切の責任を負いません。
- ② 駐車場内の施設、備品などに損害を与えた場合は当該する者が全額負担する事。

禁止事項

※下記に挙げる事由に該当すると認められる場合は駐車場の利用が出来ないものとする。

- ① 危険運転や飲酒運転等、道路交通法に違反する車両。
- ② 営業時間（7：30～03：00）以外に駐車場内へ出入りをする事。
- ③ 駐車場の使用目的から外れた行為
（例 駐車場内での集会や物販、ピラ配り等）をする事。
- ④ ゴミ、産業廃棄物の投棄及びタバコ等の投棄をする事。
- ⑤ 許可なく長期間（10日以上）にわたり駐車をする事。
- ⑥ 当駐車場係員の誘導、指示に従わない車両。
- ⑦ その他、駐車場の管理、運営に支障を及ぼすと判断した場合。

普天間市民駐車場管理者
（一社）宜野湾市観光振興協会（098）897-2764
（裏面もご覧ください）